

会計事務所がこっそり教える 税金マル得情報

2022年9月号

「毎年、固定資産台帳を見直して、除却すべきものを確認しましょう」

1. 使用しなければ、減価償却はできない

原則として、会社が固定資産を購入した場合、事業で使った日から減価償却を行うことで経費として計上していきます。通常、その減価償却する期間は税務上で定められている耐用年数を使います。この耐用年数は実際の使用可能期間よりも長いことも多く、途中で使わなくなる固定資産もあります。もちろん、廃棄すれば、除却損として経費に計上できます。

ところが、大型の機械装置や冷蔵庫が故障したまま放置されていたり、ロッカーや応接セットが古くなったまま部屋の片隅に置かれていたりすることもあります。この場合には、事業では使っていませんので、減価償却を行うことはできません。そのため、減価償却されずに残った帳簿価額が決算書に計上されたままとなります。そこで、このような固定資産は、実際に廃棄すべきなのです。

2. 有姿除却が計上できる場合とは？

固定資産の中には大型だったり、壁に据え付けてあったり、廃棄するときに多額の費用がかかることもあります。その場合には、廃棄せずとも除却損が計上できる有姿除却という制度が使えます。ただし、下記のどちらかの要件を満たさないと認められません。

- ① その使用を廃止し、今後通常の方法により事業の用に供する可能性がないと認められる固定資産
- ② 特定の製品の生産のために専用されていた金型等で、当該製品の生産を中止したことにより将来使用される可能性のほとんどないことがその後の状況等からみて明らかなもの

基本的には、①を満たせばよいのですが、**重要なポイントは、「今は使用していない」だけでなく、「今後も使用しない」ことを証明しなければいけません。**役員会議の議事録に「今後は使用しないと決定した」という

記載だけでは、税務調査で否認された事例もあります。確実に有姿除却を認めさせるのであれば、例えば、機械装置の動力部分をドリルで破壊して、今後は絶対に使えない状態にしてしまうことです。

3. ソフトウェアの除却損が認められる場合とは？

自分の会社は工場も、店舗もないので、廃棄を検討する固定資産は保有していないと考える人もいるかもしれませんが、それでも、ソフトウェアのような無形固定資産が計上されているケースは増えているはずで、ソフトウェアの耐用年数は、利用区分に応じて、下記となります。

- ① 「複写して販売するための原本」または「研究開発用のもの」: 3年
- ② 「その他のもの」: 5年

ということで、一般的な業務で使用するソフトウェアを購入してくれば、耐用年数は5年となります。このソフトウェアも使わなくなれば、減価償却を行うことはできません。そのまま、帳簿価額が残っているのであれば、廃棄に多額の費用がかかることはないはずですので、除却損を計上すべきです。ただし、下記のどちらかの要件を満たさないと認められません。

- ① 複写して販売するための原本となるソフトウェアについて、新製品の出現、バージョンアップ等により、今後、販売を行わないことが社内りん議書、販売流通業者への通知文書等で明らかな場合
- ② 自社利用のソフトウェアについて、そのソフトウェアによるデータ処理の対象となる業務が廃止され、当該ソフトウェアを利用しなくなったことが明らかな場合、又はハードウェアやオペレーティングシステムの変更等によって他のソフトウェアを利用することになり、従来のソフトウェアを利用しなくなったことが明らかな場合

決算書には固定資産の詳細は記載されていませんが、固定資産台帳ならば、購入した日、過去の減価償却費の累計、現在の帳簿価額まで確認できます。毎年、固定資産台帳を見直して、今後は使用しない固定資産があれば除却損を計上していきましょう。